

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（荒川遊園観覧車タイヤ交換とスリッピング研磨）	No.5200522
工（納）期	令和7年7月18日	
契約締結日	令和7年6月2日	
契約金額	2,970,000円（消費税込み）	

契約相手方	泉陽興業株式会社 東京支店 (法人番号：8120001038672)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価契約	

業者選定理由書

件 名	修繕契約（荒川遊園観覧車タイヤ交換とスリップリング研磨）
指定業者 （案）	名 称 泉陽興業株式会社 東京支店 所在地 東京都千代田区鍛冶町１－６－１４ 泉陽ＳＹビル 代表者 支店長 高島省吾
指定理由	本件は、荒川遊園の観覧車２８台のうち、経年劣化した８台のタイヤ交換と汚れが確認された２８台の乗り籠スリップリングを研磨する修繕契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本案件の作業期間中は観覧車の運行を停止させる必要があるため、来場者への影響をできる限り少なくするためには、観覧車の運行停止を短期間に抑える必要がある。 ② 上記事業者は、本件観覧車の設計・制作・施工を実施したメーカーであり、設備について熟知しているため、短期間で本件作業を確実に履行することができる。 以上の理由から上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）